

令和4年7月1日現在

6時間以上7時間未満（1日あたりの概算費用）

要介護度	1. 基本サービス費	2. 加算	3. 食費	4. その他費用	合計
要介護1	773円	68円	790円	315円	1,946円
要介護2	919円	68円	790円	315円	2,092円
要介護3	1,060円	68円	790円	315円	2,233円
要介護4	1,229円	68円	790円	315円	2,402円
要介護5	1,394円	68円	790円	315円	2,567円

*介護報酬に係る費用は、実際の清算時には端数処理により誤差が生じます。

*加算額は、「入浴（Ⅰ）」「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）」で計算しています。

1. 基本サービス費（通常規模型リハビリテーション費）

時間区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間～2時間未満	399円	430円	464円	495円	530円
2時間～3時間未満	414円	475円	538円	600円	662円
3時間～4時間未満	526円	611円	695円	803円	910円
4時間～5時間未満	598円	693円	789円	912円	1,034円
5時間～6時間未満	673円	798円	921円	1,067円	1,210円
6時間～7時間未満	773円	919円	1,060円	1,229円	1,394円
7時間～8時間未満	780円	929円	1,081円	1,259円	1,433円

2. 加算項目（カッコ内の但し書きがあるもの以外は一日又は一回あたり）

項目		金額	内容		
理学療法士等体制強化加算		33円	1～2時間サービスを利用した場合		
リハビリテーション 提供体制強化加算	3時間～4時間未満	13円	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を規定以上配置の場合		
	4時間～5時間未満	18円			
	5時間～6時間未満	22円			
	6時間～7時間未満	27円			
	7時間以上	31円			
入浴介助加算	(Ⅰ)	44円	入浴介助を行う人員、設備を有して入浴介助を行った場合		
	(Ⅱ)	66円	(Ⅰ)に加え、居宅環境を踏まえた計画を作成し入浴介助を行った場合		
リハビリテー ション マネジメント加 算 (A)	(A) イ	開始日から6月以内	610円	医師の指示に基づきPT、OT又はSTがリハビリ計画の評価、見直し、情報伝達等を行っている場合（月額）	
		開始日から6月超	262円		
	(A) □	開始日から6月以内	646円		(A) イに加え、リハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
		開始日から6月超	297円		
リハビリテー ション マネジメント加 算 (B)	(B) イ	開始日から6月以内	903円	(A) イのリハビリテーション計画の利用者等への説明を医師が行っている場合（月額）	
		開始日から6月超	555円		
	(B) □	開始日から6月以内	939円		(B) イに加え、リハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
		開始日から6月超	591円		
短期集中個別リハビリテーション加算		120円	個別リハビリを集中的に行った場合（3カ月）		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）		262円	生活機能改善のため集中的にリハビリを行った場合（月額）		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）		2,089円	生活機能改善のため集中的にリハビリを行った場合（月額）		
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始日～6月以内）		1,360円	生活行為の充実を図るためのリハビリを実施した場合（月額）		

項目	金額	内容	
若年性認知症利用者受入加算	66円	若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合	
栄養アセスメント加算	55円	管理栄養士を配置し、栄養状態の情報を厚生労働省に提出・活用している場合（月額）	
栄養改善加算	218円	管理栄養士を配置し訪問を含めた栄養ケア計画を作成・実施している場合（月2回限度）	
口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)	22円	口腔及び栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
	(Ⅱ)	6円	口腔又は栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
口腔機能向上加算	(Ⅰ)	164円	ST、歯科衛生士又は看護師を配置し、口腔機能向上サービスを行った場合
	(Ⅱ)	174円	(Ⅰ)に加え、口腔機能改善計画の内容等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
重度療養管理加算	109円	要介護度3～5を対象に医学的管理、処置をした場合	
中重度者ケア体制加算	22円	中重度者が一定割合以上かつ基準以上の人員を配置している場合	
科学的介護推進体制加算	44円	利用者ごとの心身の情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）	
移行支援加算	13円	リハビリテーション終了者の状況を確認し、通所介護等に引き継ぎを行った場合	
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	24円	介護福祉士の配置が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
	(Ⅱ)	20円	介護福祉士の配置が50%以上
	(Ⅲ)	7円	介護福祉士の配置が40%以上、又は勤続7年以上が30%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	介護報酬総単位数×(Ⅰ)4.7%×10.88 (Ⅱ)3.4%×10.88 (Ⅲ)1.9%×10.88		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)所定単位数×2.0%×10.88 (Ⅱ)所定単位数×1.7%×10.88		

3. 食費

項目	金額	内容
昼食	790円	昼食代

4. その他費用（希望により提供した場合）

項目	金額	内容
教養娯楽費	150円	レクリエーション材料費
おやつ	165円	おやつ代
時間延長	500円/30分	サービス提供時間を超えて利用される場合。自主送迎、18時まで。
特別行事費	実費	通常の行事以外のサービスを希望された場合
特別食費	実費	通常の食事以外のサービスを希望された場合
おむつ	実費	施設で用意されたおむつを利用した場合

【利用料金について】 ・希望サービスの変更は同意書の再提出が必要となります。生活困難者には利用料の減免制度があります。詳細をご相談ください。
【その他】 ・「医療費控除」対象額は領収書に記載しています。再発行はできかねますので大切に保管ください。

令和4年7月1日現在

6時間以上7時間未満（1日あたりの概算費用）

要介護度	1. 基本サービス費	2. 加算	3. 食費	4. その他費用	合計
要介護1	1,545円	135円	790円	315円	2,785円
要介護2	1,837円	135円	790円	315円	3,077円
要介護3	2,120円	135円	790円	315円	3,360円
要介護4	2,457円	135円	790円	315円	3,697円
要介護5	2,788円	135円	790円	315円	4,028円

*介護報酬に係る費用は、実際の清算時には端数処理により誤差が生じます。

*加算額は、「入浴（Ⅰ）」「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）」で計算しています。

1. 基本サービス費（通常規模型リハビリテーション費）

時間区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間～2時間未満	797円	860円	927円	990円	1,060円
2時間～3時間未満	827円	949円	1,075円	1,199円	1,323円
3時間～4時間未満	1,051円	1,221円	1,389円	1,606円	1,819円
4時間～5時間未満	1,195円	1,386円	1,578円	1,824円	2,068円
5時間～6時間未満	1,345円	1,595円	1,841円	2,133円	2,420円
6時間～7時間未満	1,545円	1,837円	2,120円	2,457円	2,788円
7時間～8時間未満	1,648円	1,952円	2,261円	2,625円	2,979円

2. 加算項目（カッコ内の但し書きがあるもの以外は一日又は一回あたり）

項目		金額	内容		
理学療法士等体制強化加算		66円	1～2時間サービスを利用した場合		
リハビリテーション 提供体制強化加算	3時間～4時間未満	26円	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を規定以上配置の場合		
	4時間～5時間未満	35円			
	5時間～6時間未満	44円			
	6時間～7時間未満	53円			
	7時間以上	61円			
入浴介助加算	(Ⅰ)	87円	入浴介助を行う人員、設備を有して入浴介助を行った場合		
	(Ⅱ)	131円	(Ⅰ)に加え、居宅環境を踏まえた計画を作成し入浴介助を行った場合		
リハビリテー ション マネジメント加 算 (A)	(A) イ	開始日から6月以内	1,219円	医師の指示に基づきPT、OT又はSTがリハビリ計画の評価、見直し、情報伝達等を行っている場合（月額）	
		開始日から6月超	523円		
	(A) □	開始日から6月以内	1,291円		(A) イに加え、リハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
		開始日から6月超	594円		
リハビリテー ション マネジメント加 算 (B)	(B) イ	開始日から6月以内	1,806円	(A) イのリハビリテーション計画の利用者等への説明を医師が行っている場合（月額）	
		開始日から6月超	1,110円		
	(B) □	開始日から6月以内	1,878円		(B) イに加え、リハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
		開始日から6月超	1,182円		
短期集中個別リハビリテーション加算		240円	個別リハビリを集中的に行った場合（3カ月）		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）		523円	生活機能改善のため集中的にリハビリを行った場合（月額）		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）		4,178円	生活機能改善のため集中的にリハビリを行った場合（月額）		
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始日～6月以内）		2,720円	生活行為の充実を図るためのリハビリを実施した場合（月額）		

項目	金額	内容	
若年性認知症利用者受入加算	131円	若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合	
栄養アセスメント加算	109円	管理栄養士を配置し、栄養状態の情報を厚生労働省に提出・活用している場合（月額）	
栄養改善加算	436円	管理栄養士を配置し訪問を含めた栄養ケア計画を作成・実施している場合（月2回限度）	
口腔・栄養スクリーング加算	(Ⅰ)	44円	口腔及び栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
	(Ⅱ)	11円	口腔又は栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
口腔機能向上加算	(Ⅰ)	327円	ST、歯科衛生士又は看護師を配置し、口腔機能向上サービスを行った場合
	(Ⅱ)	348円	(Ⅰ)に加え、口腔機能改善計画の内容等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
重度療養管理加算	218円	要介護度3～5を対象に医学的管理、処置をした場合	
中重度者ケア体制加算	44円	中重度者が一定割合以上かつ基準以上の人員を配置している場合	
科学的介護推進体制加算	87円	利用者ごとの心身の情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）	
移行支援加算	26円	リハビリテーション終了者の状況を確認し、通所介護等に引き継ぎを行った場合	
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	48円	介護福祉士の配置が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
	(Ⅱ)	39円	介護福祉士の配置が50%以上
	(Ⅲ)	13円	介護福祉士の配置が40%以上、又は勤続7年以上が30%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	介護報酬総単位数×(Ⅰ)4.7%×10.88 (Ⅱ)3.4%×10.88 (Ⅲ)1.9%×10.88		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)所定単位数×2.0%×10.88 (Ⅱ)所定単位数×1.7%×10.88		

3. 食費

項目	金額	内容
昼食	790円	昼食代

4. その他費用（希望により提供した場合）

項目	金額	内容
教養娯楽費	150円	レクリエーション材料費
おやつ	165円	おやつ代
時間延長	500円/30分	サービス提供時間を超えて利用される場合。自主送迎、18時まで。
特別行事費	実費	通常の行事以外のサービスを希望された場合
特別食費	実費	通常の食事以外のサービスを希望された場合
おむつ	実費	施設で用意されたおむつを利用した場合

【利用料金について】 ・希望サービスの変更は同意書の再提出が必要となります。生活困難者には利用料の減免制度があります。詳細はご相談ください。
【その他】 ・「医療費控除」対象額は領収書に記載しています。再発行はできかねますので大切に保管ください。

令和4年7月1日現在

6時間以上7時間未満（1日あたりの概算費用）

要介護度	1. 基本サービス費	2. 加算	3. 食費	4. その他費用	合計
要介護1	2,318円	203円	790円	315円	3,626円
要介護2	2,755円	203円	790円	315円	4,063円
要介護3	3,180円	203円	790円	315円	4,488円
要介護4	3,685円	203円	790円	315円	4,993円
要介護5	4,182円	203円	790円	315円	5,490円

*介護報酬に係る費用は、実際の清算時には端数処理により誤差が生じます。

*加算額は、「入浴（Ⅰ）」「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）」で計算しています。

1. 基本サービス費（通常規模型リハビリテーション費）

時間区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間～2時間未満	1,195円	1,195円	1,391円	1,485円	1,590円
2時間～3時間未満	1,241円	1,423円	1,613円	1,799円	1,985円
3時間～4時間未満	1,577円	1,831円	2,083円	2,409円	2,729円
4時間～5時間未満	1,792円	2,079円	2,367円	2,736円	3,101円
5時間～6時間未満	2,017円	2,393円	2,762円	3,199円	3,630円
6時間～7時間未満	2,318円	2,755円	3,180円	3,685円	4,182円
7時間～8時間未満	2,471円	2,928円	3,392円	3,937円	4,469円

2. 加算項目（カッコ内の但し書きがあるもの以外は一日又は一回あたり）

項目		金額	内容		
理学療法士等体制強化加算		98円	1～2時間サービスを利用した場合		
リハビリテーション 提供体制強化加算	3時間～4時間未満	39円	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を規定以上配置の場合		
	4時間～5時間未満	53円			
	5時間～6時間未満	66円			
	6時間～7時間未満	79円			
	7時間以上	92円			
入浴介助加算	(Ⅰ)	131円	入浴介助を行う人員、設備を有して入浴介助を行った場合		
	(Ⅱ)	196円	(Ⅰ)に加え、居宅環境を踏まえた計画を作成し入浴介助を行った場合		
リハビリテー ション マネジメント加 算 (A)	(A) イ	開始日から6月以内	1,828円	医師の指示に基づきPT、OT又はSTがリハビリ計画の評価、見直し、情報伝達等を行っている場合（月額）	
		開始日から6月超	784円		
	(A) □	開始日から6月以内	1,936円		(A) イに加え、リハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
		開始日から6月超	891円		
リハビリテー ション マネジメント加 算 (B)	(B) イ	開始日から6月以内	2,709円	(A) イのリハビリテーション計画の利用者等への説明を医師が行っている場合（月額）	
		開始日から6月超	1,665円		
	(B) □	開始日から6月以内	2,817円		(B) イに加え、リハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
		開始日から6月超	1,773円		
短期集中個別リハビリテーション加算		359円	個別リハビリを集中的に行った場合（3カ月）		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）		784円	生活機能改善のため集中的にリハビリを行った場合（月額）		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）		6,267円	生活機能改善のため集中的にリハビリを行った場合（月額）		
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始日～6月以内）		4,080円	生活行為の充実を図るためのリハビリを実施した場合（月額）		

項目	金額	内容	
若年性認知症利用者受入加算	196円	若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合	
栄養アセスメント加算	164円	管理栄養士を配置し、栄養状態の情報を厚生労働省に提出・活用している場合（月額）	
栄養改善加算	653円	管理栄養士を配置し訪問を含めた栄養ケア計画を作成・実施している場合（月2回限度）	
口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)	66円	口腔及び栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
	(Ⅱ)	17円	口腔又は栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
口腔機能向上加算	(Ⅰ)	490円	ST、歯科衛生士又は看護師を配置し、口腔機能向上サービスを行った場合
	(Ⅱ)	522円	(Ⅰ)に加え、口腔機能改善計画の内容等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
重度療養管理加算	327円	要介護度3～5を対象に医学的管理、処置をした場合	
中重度者ケア体制加算	66円	中重度者が一定割合以上かつ基準以上の人員を配置している場合	
科学的介護推進体制加算	131円	利用者ごとの心身の情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）	
移行支援加算	39円	リハビリテーション終了者の状況を確認し、通所介護等に引き継ぎを行った場合	
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	72円	介護福祉士の配置が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
	(Ⅱ)	59円	介護福祉士の配置が50%以上
	(Ⅲ)	20円	介護福祉士の配置が40%以上、又は勤続7年以上が30%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	介護報酬総単位数×(Ⅰ)4.7%×10.88 (Ⅱ)3.4%×10.88 (Ⅲ)1.9%×10.88		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)所定単位数×2.0%×10.88 (Ⅱ)所定単位数×1.7%×10.88		

3. 食費

項目	金額	内容
昼食	790円	昼食代

4. その他費用（希望により提供した場合）

項目	金額	内容
教養娯楽費	150円	レクリエーション材料費
おやつ	165円	おやつ代
時間延長	500円/30分	サービス提供時間を超えて利用される場合。自主送迎、18時まで。
特別行事費	実費	通常の行事以外のサービスを希望された場合
特別食費	実費	通常の食事以外のサービスを希望された場合
おむつ	実費	施設で用意されたおむつを利用した場合

【利用料金について】 ・希望サービスの変更は同意書の再提出が必要となります。生活困難者には利用料の減免制度があります。詳細はご相談ください。
【その他】 ・「医療費控除」対象額は領収書に記載しています。再発行はできかねますので大切に保管ください。

介護老人保健施設みどりの杜
介護予防通所リハビリテーション料金表 【1割負担用】

別紙1

令和4年7月1日現在

月に4回利用した場合の月額概算費用（*加算はサービス提供体制加算のみの場合）

要介護度	1. 基本サービス費	2. 加算	3. 食費	4. その他費用	合計
要支援1	2,234円	96円	3,160円	1,260円	6,750円
要支援2	4,351円	192円	3,160円	1,260円	8,963円

*介護報酬に係る費用は、実際の清算時には端数処理により誤差が生じます。

1. 基本サービス費（通常規模型リハビリテーション費）

要介護度	月額
要支援1	2,234円
要支援2	4,351円

2. 加算項目（カッコ内の但し書きがあるもの以外は一日又は一回あたり）

項目	金額	内容
開始から12月を超えた場合の減算	要支援1 22円	開始から12月を超えて予防通所を利用した場合（月額より減算）
	要支援2 44円	
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始日～6月以内）	612円	生活行為の充実を図るためのリハビリを実施した場合（月額）
若年性認知症利用者受入加算	262円	若年性認知症ご利用者に対してサービスを提供した場合（月額）
運動器機能向上加算	245円	運動機能向上計画に従い、サービス提供している場合（月額）
栄養アセスメント加算	55円	管理栄養士を配置し、栄養状態の情報を厚生労働省に提出・活用している場合（月額）
栄養改善加算	218円	管理栄養士を配置し訪問を含めた栄養ケア計画を作成・実施している場合（月2回限度）
口腔・栄養スクリーング加算	(I) 22円	口腔及び栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
	(II) 6円	口腔又は栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
口腔機能向上加算	(I) 164円	ST、歯科衛生士又は看護師を配置し、口腔機能向上サービスを行った場合（月額）
	(II) 174円	(I)に加え、口腔機能改善計画の内容等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
科学的介護推進体制加算	44円	利用者ごとの心身の情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
選択的サービス複数実施加算（I）	523円	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施し、1月につき2回以上行った場合（月額）
選択的サービス複数実施加算（II）	762円	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち、3種類のサービスを実施し、1月につき2回以上行った場合（月額）
事業所評価加算	131円	要支援状態の維持・改善が一定以上の場合（月額）
サービス提供体制強化加算	(I) 要支援1 96円	介護福祉士の配置が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
	(I) 要支援2 192円	
	(II) 要支援1 79円	介護福祉士の配置が50%以上
	(II) 要支援2 157円	
	(III) 要支援1 27円	介護福祉士の配置が40%以上、又は勤続7年以上が30%以上
	(III) 要支援2 53円	
介護職員処遇改善加算（I）（II）（III）	介護報酬総単位数×（I）4.7%×10.88 （II）3.4%×10.88 （III）1.9%×10.88	
介護職員等特定処遇改善加算（I）（II）	（I）所定単位数×2.0%×10.88 （II）所定単位数×1.7%×10.88	

3. 食費

項目	金額	内容
昼食	790円	昼食代

4. その他費用（希望により提供した場合）

項目	金額	内容
教養娯楽費	150円	レクリエーション材料費
おやつ	165円	おやつ代
時間延長	500円/30分	サービス提供時間を超えて利用される場合。自主送迎、18時まで。
特別行事費	実費	通常の行事以外のサービスを希望された場合
特別食費	実費	通常の食事以外のサービスを希望された場合
おむつ	実費	施設で用意されたおむつを利用した場合

【利用料金について】 ・希望サービスの変更は同意書の再提出が必要となります。生活困難者には利用料の減免制度があります。詳細はご相談ください。

【その他】 ・「医療費控除」対象額は領収書に記載しています。再発行はできかねますので大切に保管ください。

介護老人保健施設みどりの杜
介護予防通所リハビリテーション料金表 【2割負担用】

別紙1

令和4年7月1日現在

月に4回利用した場合の月額概算費用（*加算はサービス提供体制加算のみの場合）

要介護度	1. 基本サービス費	2. 加算	3. 食費	4. その他費用	合計
要支援1	4,468円	192円	3,160円	1,260円	9,080円
要支援2	8,702円	383円	3,160円	1,260円	13,505円

*介護報酬に係る費用は、実際の清算時には端数処理により誤差が生じます。

1. 基本サービス費（通常規模型リハビリテーション費）

要介護度	月額
要支援1	4,468円
要支援2	8,702円

2. 加算項目（カッコ内の但し書きがあるもの以外は一日又は一回あたり）

項目	金額	内容
開始から12月を超えた場合の減算	要支援1 44円	開始から12月を超えて予防通所を利用した場合（月額より減算）
	要支援2 87円	
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始日～6月以内）	1,223円	生活行為の充実を図るためのリハビリを実施した場合（月額）
若年性認知症利用者受入加算	523円	若年性認知症ご利用者に対してサービスを提供した場合（月額）
運動器機能向上加算	490円	運動機能向上計画に従い、サービス提供している場合（月額）
栄養アセスメント加算	109円	管理栄養士を配置し、栄養状態の情報を厚生労働省に提出・活用している場合（月額）
栄養改善加算	436円	管理栄養士を配置し訪問を含めた栄養ケア計画を作成・実施している場合（月2回限度）
口腔・栄養スクリーング加算	(I) 44円	口腔及び栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
	(II) 11円	口腔又は栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
口腔機能向上加算	(I) 327円	ST、歯科衛生士又は看護師を配置し、口腔機能向上サービスを行った場合（月額）
	(II) 348円	(I)に加え、口腔機能改善計画の内容等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
科学的介護推進体制加算	87円	利用者ごとの心身の情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
選択的サービス複数実施加算（I）	1,045円	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施し、1月につき2回以上行った場合（月額）
選択的サービス複数実施加算（II）	1,524円	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち、3種類のサービスを実施し、1月につき2回以上行った場合（月額）
事業所評価加算	261円	要支援状態の維持・改善が一定以上の場合（月額）
サービス提供体制強化加算	(I) 要支援1 192円	介護福祉士の配置が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
	(I) 要支援2 383円	
	(II) 要支援1 157円	介護福祉士の配置が50%以上
	(II) 要支援2 314円	
	(III) 要支援1 53円	介護福祉士の配置が40%以上、又は勤続7年以上が30%以上
	(III) 要支援2 105円	
介護職員処遇改善加算（I）（II）（III）	介護報酬総単位数×（I）4.7%×10.88 （II）3.4%×10.88 （III）1.9%×10.88	
介護職員等特定処遇改善加算（I）（II）	（I）所定単位数×2.0%×10.88 （II）所定単位数×1.7%×10.88	

3. 食費

項目	金額	内容
昼食	790円	昼食代

4. その他費用（希望により提供した場合）

項目	金額	内容
教養娯楽費	150円	レクリエーション材料費
おやつ	165円	おやつ代
時間延長	500円/30分	サービス提供時間を超えて利用される場合。自主送迎、18時まで。
特別行事費	実費	通常の行事以外のサービスを希望された場合
特別食費	実費	通常の食事以外のサービスを希望された場合
おむつ	実費	施設で用意されたおむつを利用した場合

【利用料金について】 ・希望サービスの変更は同意書の再提出が必要となります。生活困難者には利用料の減免制度があります。詳細はご相談ください。

【その他】 ・「医療費控除」対象額は領収書に記載しています。再発行はできかねますので大切に保管ください。

介護老人保健施設みどりの杜
介護予防通所リハビリテーション料金表 【3割負担用】

別紙1

令和4年7月1日現在

月に4回利用した場合の月額概算費用（*加算はサービス提供体制加算のみの場合）

要介護度	1. 基本サービス費	2. 加算	3. 食費	4. その他費用	合計
要支援1	6,701円	288円	3,160円	1,260円	11,409円
要支援2	13,053円	575円	3,160円	1,260円	18,048円

*介護報酬に係る費用は、実際の清算時には端数処理により誤差が生じます。

1. 基本サービス費（通常規模型リハビリテーション費）

要介護度	月額
要支援1	6,701円
要支援2	13,053円

2. 加算項目（カッコ内の但し書きがあるもの以外は一日又は一回あたり）

項目	金額	内容
開始から12月を超えた場合の減算	要支援1 66円	開始から12月を超えて予防通所を利用した場合（月額より減算）
	要支援2 131円	
生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始日～6月以内）	1,835円	生活行為の充実を図るためのリハビリを実施した場合（月額）
若年性認知症利用者受入加算	784円	若年性認知症ご利用者に対してサービスを提供した場合（月額）
運動器機能向上加算	735円	運動機能向上計画に従い、サービス提供している場合（月額）
栄養アセスメント加算	164円	管理栄養士を配置し、栄養状態の情報を厚生労働省に提出・活用している場合（月額）
栄養改善加算	653円	管理栄養士を配置し訪問を含めた栄養ケア計画を作成・実施している場合（月2回限度）
口腔・栄養スクリーング加算	(I) 66円	口腔及び栄養状態の確認を行い文書で情報伝達した場合（6月に1回限度）
	(II) 17円	
口腔機能向上加算	(I) 490円	ST、歯科衛生士又は看護師を配置し、口腔機能向上サービスを行った場合（月額）
	(II) 522円	
科学的介護推進体制加算	131円	(I)に加え、口腔機能改善計画の内容等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
科学的介護推進体制加算	131円	利用者ごとの心身の情報等を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合（月額）
選択的サービス複数実施加算（I）	1,567円	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを実施し、1月につき2回以上行った場合（月額）
選択的サービス複数実施加算（II）	2,285円	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上サービスのうち、3種類のサービスを実施し、1月につき2回以上行った場合（月額）
事業所評価加算	392円	要支援状態の維持・改善が一定以上の場合（月額）
サービス提供体制強化加算	(I) 要支援1 288円	介護福祉士の配置が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
	(I) 要支援2 575円	
	(II) 要支援1 235円	介護福祉士の配置が50%以上
	(II) 要支援2 470円	
	(III) 要支援1 79円	介護福祉士の配置が40%以上、又は勤続7年以上が30%以上
	(III) 要支援2 157円	
介護職員処遇改善加算（I）（II）（III）	介護報酬総単位数×（I）4.7%×10.88 （II）3.4%×10.88 （III）1.9%×10.88	
介護職員等特定処遇改善加算（I）（II）	（I）所定単位数×2.0%×10.88 （II）所定単位数×1.7%×10.88	

3. 食費

項目	金額	内容
昼食	790円	昼食代

4. その他費用（希望により提供した場合）

項目	金額	内容
教養娯楽費	150円	レクリエーション材料費
おやつ	165円	おやつ代
時間延長	500円/30分	サービス提供時間を超えて利用される場合。自主送迎、18時まで。
特別行事費	実費	通常の行事以外のサービスを希望された場合
特別食費	実費	通常の食事以外のサービスを希望された場合
おむつ	実費	施設で用意されたおむつを利用した場合

【利用料金について】 ・希望サービスの変更は同意書の再提出が必要となります。生活困難者には利用料の減免制度があります。詳細はご相談ください。

【その他】 ・「医療費控除」対象額は領収書に記載しています。再発行はできかねますので大切に保管ください。